

タイトル	戦後日本の高等教育にかんする参考資料(2) : 1991 (平成3) 年4月～2016 (平成28) 年3月
著者	木村, 和範; KIMURA, Kazunori; 鈴木, 寿雄; SUZUKI, Toshio
引用	開発論集(103): 189-210
発行日	2019-03-15

戦後日本の高等教育にかんする参考資料(2)
—— 1991（平成3）年4月～2016（平成28）年3月 ——

木 村 和 範 ・ 鈴 木 寿 雄

開 発 論 集 第 103 号 別 刷
2019年3月 北海学園大学開発研究所

戦後日本の高等教育にかんする参考資料(2)

—— 1991(平成3)年4月～2016(平成28)年3月 ——

木村和範*・鈴木寿雄**

年	月	日	事 項
1991(平成3)	4	2	準学士の学位化(学校教育法の一部改正), 学位授与機構創設(学校教育法, 国立学校設置法の一部改正) 医・歯学部における専門課程と進学課程の区別廃止(学校教育法の一部改正)
		19	「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」(中央教育審議会答申)
	5	17	18歳人口の急減(198万人から151万人へ)を見通し, 大学等の新增設・定員増を原則抑制(抑制の例外としての社会的要請), 臨定の原則解消(「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」(大学審議会答申, 「第4次高等教育計画」ともいわれる。対象期間: 1993(平成5)年～2000(平成12)年)) 「大学院の整備充実について」, 「大学院の量的整備について」, 「大学設置基準等及び学位規則の改正について」(以上, 大学審議会答申)
		25	大綱化(高等専門学校設置基準の一部改正)
	11	5	文部大臣 鳩山邦夫
1992(平成4)	3	23	学校5日制(9月12日より, 毎月第2土曜日が休日)(学校教育法施行規則の一部改正)
		29	「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(生涯学習審議会答申)
	9	8	「生涯学習社会及び生涯学習の振興方策の在り方について」(通商産業省産業構造審議会生涯学習振興部会中間報告)
	12	12	文部大臣 森山眞弓
1993(平成5)	8	9	文部大臣 赤松良子

*(きむら かずのり) 北海学園大学開発研究所特別研究員(本学名誉教授, 本学大学院経済学研究科客員教授)

**(すずき としお) 北海学園大学大学院事務部長

	9	16	「夜間に教育を行う博士課程等について」(大学審議会答申)
	11	29	大学院博士(後期)課程の昼夜開講制(14条特例)(大学院設置基準の一部改正)
	11	29	大学院博士(後期)課程の昼夜開講制(14条特例)(大学院設置基準の一部改正)
1994(平成6)	6	21	専門士の称号新設(専修学校設置基準の一部改正)
		30	文部大臣 与謝野 馨
	11	24	学校5日制,月2回実施(1995年度以降)(学校教育法施行規則の一部改正)
1995(平成7)	8	8	文部大臣 島村宣伸
	9	18	「大学運営の円滑化について」(大学審議会答申)
	11	15	科学技術基本法公布
1996(平成8)	1	11	文部大臣 奥田幹生
	4	24	「地域における生涯学習機会の充実方策について」(生涯学習審議会答申)
	7	19	「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第1次答申)」(中央教育審議会)
	10	29	2000(平成12)年度以降,臨定を5年間で段階的に削減,その後,臨定の5割を恒定化(「大学審議会高等教育将来構想部会報告」) 「大学教員の任期制について」(大学審議会答申)
	11	7	文部大臣 小杉 隆
1997(平成9)	1	29	18歳人口の減少(151万人から141万人へ)を見通して,大学の全体規模を基本的に抑制するため(ただし,抑制方針は2003(平成15)年度から撤廃(準則主義への転換)),臨定を段階的に解消,ただし,1999(平成11)年度の規模の5割程度は恒定化(「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」(大学審議会答申,「第5次高等教育計画」ともいわれる。対象期間:2000(平成12年度)~2004(平成16)年度)
	5	9	日本私立学校振興・共済事業団法公布
	6	11	「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第2次答申)」(中央教育審議会)
		13	大学の教員等の任期に関する法律公布
	7	1	「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第1次答申)」(教育職員養成審議会)
		31	大学における「飛び入学」の制度化(学校教育法施行規則の一部改正)
	9	11	文部大臣 町村信孝
	12	18	「高等教育の一層の改善について」,「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について,「通信制の大学院について」(以上,大学審議会答申)
	12	18	「高等教育の一層の改善について」,「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について,「通信制の大学院について」(以上,大学審議会答申)
1998(平成10)	1	1	日本私立学校振興・共済事業団設立(日本私学振興財団,私立学校教職員共済組合解散)
	6	4	教職科目の増加(教育職員免許法の一部改正)

1999(平成 11)		30	「新しい時代を開く心を育てるために —— 次世代を育てる心を失う危機 ——」(中央教育審議会答申)
	7	29	完全学校 5 日制に向けた授業時間数削減 (「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」(教育課程審議会答申))
		30	文部大臣 有馬朗人
	9	17	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(生涯学習審議会答申)
		21	「今後の地方教育行政の在り方について」(中央教育審議会答申)
	10	26	4 年制大学の多様化推進 (「21 世紀の大学像と今後の改革方策について —— 競争的環境のなかで個性が輝く大学 ——」(大学審議会答申))
		29	「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について —— 現職教員の再教育の推進 —— (第 2 次答申)」(教育職員養成審議会)
	5	21	学長権限強化 (学校教育法等の一部改正)
	6	9	「学習の成果を幅広く生かす —— 生涯学習の成果を生かすための方策について ——」, 「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ —— 「青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について」 ——」(生涯学習審議会答申)
	7	8	朝鮮学校など外国人学校卒業生に大学受験資格付与 (文部科学省)
		23	「選択・責任・連帯の教育改革」(社会経済生産性本部)
2000(平成 12)	8	9	「大学院入学者選抜の改善について」(大学審議会答申)
	9	3	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程公布 (文部省告示)
		14	学士課程の年間履修単位制限, 大学院 1 年コース (大学設置基準, 大学院設置基準の一部改正), ファカルティ・ディベロップメントの努力義務化 (大学設置基準の一部改正), 自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化, 第三者評価による検証の努力義務化 (大学設置基準, 大学院設置基準の一部改正)
	10	5	文部大臣 中曽根弘文
	11	19	日本技術者教育認定機構設立 (非営利団体) (現在の英文名称は JABEE, 2009 (平成 21) 年, 一般社団法人登記)
		28	「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」(生涯学習審議会社会教育分科審議会報告)
	12	10	「養成と採用・研修との連携の円滑化について (第 3 次答申)」(教育職員養成審議会)
		16	「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(中央教育審議会答申)

	3	27	教育改革国民会議第1回会合
		28	私学高等教育研究所設置（日本私立大学協会附置研究所）
		30	「グローバル化時代の人材育成について」（経済団体連合会意見書）
		31	大学評価機関の新設（国立学校設置法の一部改正） 高校の教科に「情報」「福祉」を新設（教育職員免許法の一部改正）
	4	1	大学評価・学位授与機構発足（学位授与機構の改組）
		28	大学院修学休業制度（教育公務員特例法の一部改正）
	7	4	文部大臣 大島理森
	9	22	教育改革国民会議中間報告
	11	22	「大学入試の改善について」、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（以上、大学審議会答申）
		28	「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について——情報化で広がる生涯学習の展望——」（生涯学習審議会答申）
	12	4	「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（教育課程審議会答申）
		5	文部大臣 町村信孝
		11	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正（文部省告示）
		22	教育の原点は家庭，奉仕活動への参加，大学・大学院の教育・研究機能の強化，教育振興基本計画の策定，教育基本法の見直しなど（「教育改革国民会議報告——教育を変える17の提案——」）
2001(平成13)	1	6	文部科学大臣 町村信孝 文部科学省（中央省庁再編，文部省と科学技術庁の統合） 中央教育審議会の機能強化（従来の中央教育審議会（1952（昭和27）年6月6日設置）を母体として，生涯学習審議会（1990（平成2）年7月1日設置），理科教育及び産業教育審議会（昭和41年7月1日設置），教育課程審議会（1950（昭和25）年4月18日設置），教育職員養成審議会（1950（昭和25）年4月18日設置），大学審議会（1987（昭和62）年9月10日設置），保健体育審議会（1949（昭和24）年7月5日設置）の機能を整理・統合。この改編により，中央教育審議会のもとに，5つの分科会設置（教育制度，生涯学習，初等中等教育，大学，スポーツ・青少年） ²⁾ 国立教育政策研究所設置（省庁再編に伴う国立教育研究所（1949（昭和24）年6月1日設置）の改称） 日本学術会議の所轄庁変更（総理府から総務省へ）
		18	第1回総合科学技術会議（内閣府）
		25	「21世紀教育新生プラン」（文部科学省）
	4	26	文部科学大臣 遠山敦子

2002(平成 14)	6	11	「大学（国立大学）の構造改革の方針」（文部科学省「遠山プラン」）
	7	11	大学院における夜間研究科（夜間において授業を行う研究科）、通信教育研究科（通信による教育を行う研究科）の設置、大学・大学院への飛び入学等（学校教育法の一部改正）
	1	17	「学びのすすめ」（文部科学大臣）
	2	21	「新しい時代における教養教育の在り方について」、「今後の教員免許制度の在り方について」[教員免許更新制度の導入見送り]、「大学等における社会人受入れの推進方策について」（以上、中央教育審議会答申）
	3	4	完全学校週 5 日制（小学校、中学校、4 月 1 日施行）
		19	2010（平成 22）年頃に司法試験合格者を 3000 人程度（「司法制度改革推進計画」閣議決定）
		26	「新しい『国立大学法人』像について」（文部科学省調査検討会議最終報告）
	5	31	免許状の取り上げ等（教育職員免許法の一部改正）
	6	12	10 年経験者研修（教育公務員特例法の一部改正）
	7	29	「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（中央教育審議会答申）
	8	5	「法科大学院の設置基準等について」、「大学院における高度専門職業人養成について」、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（以上、中央教育審議会答申）
		30	「人間力戦略ビジョン：新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成」（文部科学大臣）
	9	30	「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（中央教育審議会答申）
	11	29	専門職大学院制度、自己点検・評価の実施と結果公表・第三者評価の義務化（2004（平成 16）年度施行）（学校教育法の一部改正）
	12	6	新司法試験制度（2005（平成 17）年 12 月 1 日施行）（司法試験法及び裁判所法の一部改正、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律公布、学校教育法の一部改正）
		18	構造改革特別区域法公布
		19	「危機管理マニュアル」（文部科学省）
2003(平成 15)	3	20	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中央教育審議会答申）
		31	専門職学位課程における高度専門職業人の養成（専門職大学院設置基準公布）
	4	1	国立大学 10 組統合（国立学校設置法の一部改正）
	5	30	個人情報保護関連 5 法公布 構造改革特区法の一部改正

2004(平成 16)	6	18	独立行政法人日本学生支援機構法公布 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律公布 教育上の無許諾使用範囲の拡大（著作権法の一部改正）
	7	16	教育公務員特例法全面改正，国立大学法人法公布，独立行政法人国立高等専門学校機構法公布，独立行政法人大学評価・学位授与機構法公布，独立行政法人大学財務・経営センター法公布
		17	次世代育成支援対策推進法公布
		30	少子化社会対策基本法公布
	9	19	外国人学校の取扱，大学・専修学校による個別審査（学校教育法施行規則および告示の一部改正）
		22	文部科学大臣 河村建夫
	10	1	独立行政法人国立学校財務・経営センター設置
		7	「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」（中央教育審議会答申）
		16	「新たな留学生政策の展開について」（中央教育審議会答申）
	12	3	国立大学法人法施行令公布
		12	「青少年育成施策大綱」（内閣府青少年育成推進本部決定）
		19	国立大学法人法施行規則公布
	1	14	「構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」（中央教育審議会答申）
		20	「食に関する指導体制の整備について」（中央教育審議会答申）
	2	6	「文部科学大臣が認証評価機関になろうとする者を認証する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の制定について」（中央教育審議会答申）
		18	薬学部の標準修業年限 6 年（「薬学教育の改善・充実について」（中央教育審議会答申））
	3	4	「今後の学校の管理運営の在り方について」（中央教育審議会答申）
		31	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正（文部科学省告示）
	4	1	国立大学法人化（国立大学法人法の施行に伴い，国立学校設置法廃止） 独立行政法人大学評価・学位授与機構設置（独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う） 法科大学院
	5	12	私学の管理運営制度の見直し，財務情報公開，私立学校審議会構成の見直し（私立学校法の一部改正）
		21	薬学部の標準修業年限 6 年，栄養教諭の創設（学校教育法の一部改正，2006（平成 18）年 4 月 1 日施行）

2005(平成 17)	6	23	薬剤師法の一部改正（6 年制薬学部卒の卒業生（または卒業見込の者）に受験資格を付与）
	8	6	「大学入学資格検定の見直しについて～社会において広く通用する「高等学校卒業程度認定試験」～」(中央教育審議会答申)
		31	大学基準協会，大学の認証評価機関として認証
	9	27	文部科学大臣 中山成彬
	11	24	財団法人日本高等教育評価機構創設（2005（平成 17）年 7 月 12 日，文部科学大臣，大学評価機関として認証，2012（平成 24）年 4 月 1 日，公益財団法人への移行登記）
	1	28	2003（平成 15）年度より抑制方針を撤廃するも，医師，歯科医師，獣医師，教員，船舶職員の抑制は維持（教員抑制は 2004（平成 16）年度まで）「我が国の高等教育の将来像」（中央教育審議会答申，対象期間：2005（平成 17）年度～2020（平成 32）年頃） 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（中央教育審議会答申）
		31	高等学校卒業程度認定試験規則制定
	2	15	中央教育審議会運営規則制定
	3	14	開設科目のシラバス等の教育内容・方法等にかんする情報提供(文部科学省高等教育局長通知)（後に，学校教育法施行規則の一部改正（2010（平成 22）年 6 月 15 日）により学事 9 項目の情報公表が義務化，施行は 2011（平成 23）年 4 月 1 日）
	6	17	食育基本法公布
	7	15	准教授の新設（助教授の廃止，従来の助手のうち，主として教育研究を行う者を助教とし，教育研究を補助する者は，引き続き助手とする），短期大学卒業者への学位授与(学校教育法の一部改正)
2006(平成 18)	9	5	「新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて——」（中央教育審議会答申）
	10	1	日本学術会議の改組（7 部制から 3 部制へ），会員選出法の変更(推薦方式の廃止，会議による会員の選出)，連携会員新設 短期大学士の新設（学校教育法の一部改正，準学士は高等専門学校卒業者に授与）
		26	「新しい時代の義務教育を創造する」（中央教育審議会答申）
		31	文部科学大臣 小坂憲次
	12	8	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中央教育審議会答申)
	1	18	「教育のための重点行動計画」（文部科学省）
		21	リスニング(英語)実施(センター試験)(試行テストは 2004 年 9 月 26 日)
	3	30	大学院教育の実質化等「大学院教育振興施策要綱」（文部科学大臣決定，いわゆる第 1 次大学院教育振興施策要綱）(実施期間：2006（平成 18）年度～2010（平成 22）年度）

		31	大学院におけるファカルティ・ディベロップメントの義務化、成績評価基準等の明示、優れた業績を上げた者の在学期間の短縮（１年以上）（大学院設置基準の一部改正）
	4	1	４年制薬学部に加えて６年制薬学部が発足
		28	教育基本法全部改正案（閣議決定）
	5	19-23	新司法試験（2011（平成23）年まで旧司法試験との並行実施、2012年からは司法試験のみ）
	7	11	教職大学院，教員免許更新制（「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中央教育審議会答申）
	9	26	文部科学大臣 伊吹文明
	11	27	授業料の全額返還，入学金は非返還（学納金返還訴訟最高裁判決）
	12	22	新教育基本法公布（全面改正）
2007(平成19)	1	24	「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」(教育再生会議第1次報告)
		30	「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(中央教育審議会答申)
	3	5	教職大学院制度創設(発足は同年4月1日)（専門職大学院設置基準，学位規則の一部改正）
		10	「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（中央教育審議会答申）
		29	「今後の教員給与の在り方について」（中央教育審議会答申）
	4	1	国立文化財機構設立(独立行政法人国立博物館法の一部改正)
	5	11	「教育と研究の質の向上に向けた大学・大学院に関する基本的考え方～組織中心の支援から個人中心の支援へ～」(内閣府規制改革会議 教育・研究タスクフォース)
	6	1	「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」（教育再生会議第2次報告）
		20	教育三法の一部改正（学校教育法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律，教育職員免許法），履修証明制度(学校教育法の一部改正)，教員免許更新制(教育職員免許法，教育公務員特例法の一部改正)
	7	31	成績評価基準等の明示，ファカルティ・ディベロップメントの義務化(大学設置基準，大学院設置基準の一部改正)，学年の始期・終期の大学裁量化（秋期（9月）入学の促進）(学校教育法施行規則の一部改正)
	9	26	文部科学大臣 渡海紀三朗
	12	25	「社会総がかりで教育再生を～学校，家庭，地域，企業，団体，メディア，行政が一体となって，全ての子供のために公教育を再生する～」(教育再生会議第3次報告) 学校教育法改正に伴う大規模改正（学校教育法施行規則の一部改正）

2008(平成 20)	1	7	「学校の危機管理マニュアル」(文部科学省)
		17	「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」,「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の指導要領等の改善について」(以上, 中央教育審議会答申)
		31	ゆとり教育の見直し(「社会総がかりで教育再生を～教育再生の実効性の担保のために～」(教育再生会議最終報告)(教育再生会議解散)
	2	19	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中央教育審議会答申)
		26	教育再生懇談会設置 (閣議決定)
	3	25	「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(閣議決定)
		31	「改訂学校評価ガイドライン」(文部科学省)
	4	18	「教育振興基本計画について——「教育立国」の実現に向けて——」(中央教育審議会答申)
	5	26	「これまでの審議のまとめ」(教育再生懇談会第1次報告)
	6	11	学校保健安全法(学校保健法の改称)
	7	1	「教育振興基本計画」(閣議決定, 実施期間: 2008(平成 20)年度～2012(平成 24)年度)
		29	留学生 30 万人計画(文部科学省, 法務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省)
	8	2	文部科学大臣 鈴木恒夫
	9	24	文部科学大臣 塩谷 立
	11	12	教職実践演習(旧総合演習)(教育職員免許法施行規則の一部改正)
		13	共同教育課程(大学設置基準等の一部改正)
		25	複数大学による共同教育課程の編成(大学設置基準の一部改正)
	12	1	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正(文部科学省告示)
		18	「教科書の充実に関する提言」(教育再生懇談会第2次報告)
		24	「学士課程教育の構築に向けて」,「高等専門学校教育の充実について」(中央教育審議会答申)
2009(平成 21)	1	21	論文式試験の重視(短答式試験と論文式試験の比重を1:4から1:8へ)(「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について(新司法試験考査委員会議申合せ事項)」)
		2	9 「これまでの審議のまとめ」(教育再生懇談会第3次報告)
	3	31	文部科学省所管独立行政法人の再編(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律公布)
	4	28	「博物館実習ガイドライン」策定(文部科学省)

2010(平成 22)	5	28	教育安心社会の実現（「これまでの審議のまとめ」（教育再生懇談会第 4 次報告））
	6	19	デジタルコンテンツの流通促進（著作権法の一部改正） 基金設立（独立行政法人日本学術振興会法の一部改正）
	7	8	子ども・若者育成支援推進法公布
	9	16	文部科学大臣 川端達夫
	11	5	司法試験予備試験制度の導入（2011（平成 23）年 5 月から実施）（法務省司法試験委員会決定）
		17	教育再生懇談会廃止（閣議決定）
	2	1	「専門職大学院設置基準及び学校教育法百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について」（中央教育審議会答申）
	3	31	高等学校就学支援制度の発足（高等学校等就学支援金の支給に関する法律公布，現行「高等学校就学支援法」）
	4	1	子ども・若者育成支援推進本部設置（内閣府）（青少年育成推進本部廃止）
	6	15	大学学事 9 項目情報公表の義務化（学校教育法施行規則の一部改正）
	7	22	「改訂学校評価ガイドライン」（文部科学省）
		23	「子ども・若者ビジョン」
2011(平成 23)	9	16	「教員免許更新制について」（文部科学省）
		17	文部科学大臣 高木義明
	1	31	「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」，「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」（以上，中央教育審議会答申）
	4	8	「規制・制度改革に係る方針」（閣議決定）
		27	科研費の複数年度使用のための基金創設（独立行政法人日本学術振興会法の一部改正）
	6	12	予備試験の導入（司法制度改革審議会意見書）
		22	学校法人への個人寄付に対する所得税控除制度（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等及び租税特別措置法の一部改正）
		24	スポーツ基本法公布（全部改正）
	8	5	大学院教育の質保証，TA 制度の推進等（「第 2 次大学院教育振興施策要綱」（文部科学大臣決定），実施期間：2011（平成 23）年度～2015（平成 27）年度）
	9	2	文部科学大臣 中川正春
	11	11	「予備試験の実施方針について」（司法試験委員会）
2012(平成 24)	12	24	「日本再生の基本戦略」（閣議決定）
	1	13	文部科学大臣 平野博文

	3	14	博士（前期）課程に博士論文研究基礎力審査制度（当該審査を修士論文（または特定課題研究成果）審査と代替可能）（大学院設置基準，学校教育法施行規則，学位規則の一部改正）
		21	「学校安全の推進に関する計画の策定について」，「スポーツ基本計画の策定について」（以上，中央教育審議会答申）
		30	専修学校の単位制（専修学校設置基準の一部改正） 「スポーツ基本計画」（文部科学省）
	4	1	私学研修福祉会の一般財団法人化 日本高等教育評価機構の公益財団法人化
	6	5	「大学改革実行プラン」（文部科学省）
	7	19	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会提言）
	8	21	法曹養成制度関係閣僚会議設置（2012（平成 24）年 8 月 28 日，法曹養成制度関係閣僚会議議長決定により法曹養成制度検討会議設置）
		28	「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」，「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け，主体的に考える力を育成する大学へ～」（以上，中央教育審議会答申）
	9	7	「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（文部科学省通知）
	10	1	文部科学大臣 田中眞紀子
2013(平成 25)	12	26	文部科学大臣 下村博文
	1	15	教育再生実行会議の設置(閣議決定)（1 月 24 日第 1 回会合）
		21	「今後の青少年の体験活動の推進について」(中央教育審議会答申)
	2	26	「いじめ問題等への対応について」(教育再生実行会議第 1 次提言)
	3	13	「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省）
		29	授業期間の弾力化（大学設置基準，短期大学設置基準の一部改正）
	4	15	「教育委員会制度等の在り方について」(教育再生実行会議第 2 次提言)
		22	学校法人が作成すべき計算書書類（①資金収支計算書及び付属内訳表(資金収支内訳表，人件費支出内訳表)，並びに上記計算書に基づく活動区分資金収支計算書)，②事業活動収支計算書及びそれに付属する内訳表，③貸借対照表及び付属明細表（固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表），並びに「消費支出準備金」の廃止など（学校法人会計基準（文部科学省令）の一部改正，施行日は 2015（平成 27）年 4 月 1 日，ただし，都道府県を所轄庁とする学校法人は 2017（平成 28）年 4 月 1 日施行）

	25	「第2期教育振興基本計画について」(中央教育審議会答申)
5	28	「これからの大学教育等の在り方について」(教育再生実行会議第3次提言)
6	7	「科学技術イノベーション総合戦略」(閣議決定)
	14	「第2期教育振興基本計画」(閣議決定、実施期間：2013(平成25)年度～2017(平成29)年度) 「世界最先端IT国家創造宣言」「規制改革実施計画」「日本再興戦略」(以上、閣議決定) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布(これにより、社会教育法、私立学校法、義務教育諸学校の教育用図書の無償措置に関する法律が一部改正)
	26	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)公布(2016(平成28)年4月1日施行)
7	16	「法科大学院の組織見直しについて」(法曹養成制度関係閣僚会議決定)
8	5	「私立大学等改革総合支援事業」(タイプ1～4)(日本私立学校振興・共済事業団補助金業務)開始(2017(平成29)年度以降はタイプ5まで)。
9	17	法曹養成制度改革推進会議設置(閣議決定)
	18	「法科大学院の組織見直しの更なる促進法策の強化について」(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会提言)
10	31	「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(教育再生実行会議第4次提言)
11	11	「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる強化について」(文部科学省通知)
	26	「国立大学改革プラン」(文部科学省)
	29	土曜授業実施(学校教育法施行規則の一部改正)
12	24	「今後の地方教育行政の在り方について」(中央教育審議会答申),「大学のガバナンス改革の推進について」(中央教育審議会審議まとめ)
2014(平成26)	3	17 「通信教育の認定及び廃止等について」(中央教育審議会答申)
	4	2 所轄庁による措置命令等の規定整備(私立学校法の一部改正)
	5	28 司法試験受験資格獲得後5年間3回の制限を撤廃、毎年受験可能(司法試験法の一部改正,2014(平成26)年10月1日施行)
	6	27 学長と学部教授会の関係明確化(学校教育法及び国立大学法人法の一部改正)
	7	3 「今後の学制等の在り方について」(教育再生実行会議第5次提言)
	10	「通信教育の認定及び条件の変更について」(中央教育審議会答申)

2015(平成 27)	8	26	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)
	9	19	「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」(総合科学技術・イノベーション会議)
	10	6	「大学ポートレート(私学版)」運用開始(日本私立学校振興・共済事業団)
		21	「道徳に係る教育課程の改善等について」(中央教育審議会答申)
	11	14	入学定員管理の厳格化(「私立大学等経常費補助金交付要綱」(文部科学省, 日本私立学校振興・共済事業団)) 収容定員 補助金不交付の定員超過倍率 8000 人以上 1.2 倍以上 その他の大学 1.3 倍以上
	12	11	「科学研究の健全性向上のための共同声明」(日本学術会議, 国立大学協会, 公立大学協会, 日本私立大学団体連合会)
		13	国立研究開発法人科学技術振興機構法公布(独立行政法人科学技術振興機構の名称変更は, 2015(平成 27)年 4 月)
		22	新テストの導入(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について」(中央教育審議会答申)), 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」(中央教育審議会答申)
	1	16	「高大接続改革実行プラン」(文部科学省)
		30	「通信教育の認定及び廃止等について」(中央教育審議会答申)
2015(平成 27)	3	4	「「学び続ける」社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について」(教育再生実行会議第 6 次提言)
		10	「大学ポートレート」(国公私立大学) 運用開始(独立行政法人 大学評価・学位授与機構)
		27	「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議)
		31	個人寄付への所得税額控除対象法人の定員規模に応じた寄付実績要件緩和(租税特別措置法施行令等及び租税特別措置法施行規則等の一部改正) 「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」
	5	14	「これからの時代に求められる資質・能力と, それを担う教育, 教師の在り方について」(教育再生実行会議第 7 次提言)
		27	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正により改題, 国立大学財務・経営センターとの統合)
	6	5	「財政制度等審議会の「財政健全化計画に関する建議」に対する文部科学省としての考え方」(文部科学省)

	30	法科大学院公的支援見直し・加算プログラム「法曹養成制度改革の更なる推進について」(法曹養成制度改革推進会議決定)
7	8	「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」(教育再生実行会議第8次提言)
	10	さらなる定員管理の厳格化(「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について」(文部科学省高等教育局および日本私立学校振興・共済事業団通知)) 2016(平成28)年度 収容定員 補助金不交付の定員超過倍率 4000人未満 1.30倍以上 4000人～8000人 1.27倍以上 8000人以上 1.17倍以上 2017(平成29)年度 収容定員 補助金不交付の定員超過倍率 4000人未満 1.30倍以上 4000人～8000人 1.24倍以上 8000人以上 1.14倍以上 2018(平成30)年度以降 収容定員 補助金不交付の定員超過倍率 4000人未満 1.30倍以上 4000人～8000人 1.20倍以上 8000人以上 1.10倍以上
	15	「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(中央教育審議会審議まとめ)
	16	公認心理師法公布
10	1	スポーツ庁設置(文部科学省設置法の一部改正)
	7	文部科学大臣 馳 浩
	28	「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」「教職員定数に係る緊急提言」(以上、中央教育審議会答申)
12	21	「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」,「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」,「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(以上、中央教育審議会答申)
2016(平成28)	1	25 「次世代の学校・地域創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」(文部科学省)
		26 「国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成29年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令の制定について」(中央教育審議会答申)
	2	9 「子ども・若者育成支援推進大綱」(閣議決定)
	3	18 「第3次食育基本推進計画」(内閣府)

	29	「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(文部科学大臣決定)
	31	大学、大学院におけるスタッフ・ディベロップメントの義務化(「職員」には、事務職員のほかに、教育職員等を含む)(大学設置基準等の一部改正)、3つのポリシー(アドミッション・ポリシー(受入方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針))の一体的明確化(学校教育法施行規則の一部改正) 産学官民連携、博士(後期)課程学生の処遇改善、組織改編の取組促進、専門職大学院の機能充実等「第3次大学院教育振興施策要綱」(文部科学大臣決定)(実施期間:2016(平成28)年度~2020(平成32)年度) 個人寄付への所得税額控除対象法人の事業規模に応じた寄付実績要件緩和の追加(租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則等の一部改正) 大学入学者選抜方式の見直し(高大接続システム改革会議最終報告) 外国の学校卒業者の大学入学資格(学校教育法施行規則の一部改正) 「第3次大学院教育振興施策要綱」(文部科学大臣決定)

注

- (1) 大学設置基準の大綱化にかんする文部事務次官通知文書は以下の通りである(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19910624001/t19910624001.html, accessed on Mar. 23, 2018.)

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

文高大第一八四号

平成三年六月二四日

各国公立大学長・放送大学長・各国公立高等専門学校長・大学を設置する地方公共団体の長・高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長・大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長・放送大学学園理事長あて

文部事務次官通知

大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一〜三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二四号)」、「大学院設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二五号)」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二六号)」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六八号及び第七〇号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものであります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、左記のとおりですので、それぞれ関係のある事項につい

て十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

第一 大学設置基準（昭和三一年文部省令第二八号）の一部改正

一 自己評価等について

- (一) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。(改正後の第二条第一項関係)
- (二) この点検及び評価を行うに当たっては、前記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。(改正後の第二条第二項関係)

二 教育研究上の基本組織について

- (一) 学部の種類については、学部教育の多様な展開を図るため、規定上の例示を廃止したこと。(改正後の第三条関係)
- (二) 学生の履修区分に応じた教育上の組織である課程の設置については、従来は学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限定していたのを改め、学部の種類にかかわらず、当該学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、課程を設けることができることとしたこと。(改正後の第五条関係)
- (三) 学科又は課程に専攻課程を設け得る旨の規定を廃止し、学科又は課程にさらに細分化した組織を設けることについては、各大学の自主的な判断に委ねることとしたこと。(改正後の第四条及び第五条関係)

三 教員組織について

(一) 学科目制・講座制について

学科目制・講座制については、その弾力的な運用を阻害しないよう、講座及び学科目を担当する教員についての規定の整理を行うとともに、講座外授業の規定を廃止したこと。(改正後の第八条第一項、第九条第二項及び改正前の第八条関係)

(二) 専任教員数について

- ① 専任教員数の基準について、従来の授業科目の区分に応じ教員数を定める方式を改め、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とすることとしたこと。(改正後の第一三条関係)
- ② 専任教員数の基準を定める別表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。(改正後の別表第一及び別表第二関係)

(三) 兼任教員数について

兼任の教員の合計数は全教員数の二分の一を超えないものとする旨の制限は廃止し、大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとしたこと。(改正前の第一二条関係)

四 教員の資格について

(一) 教授の資格について（改正後の第一四条関係）

- ① 教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。
- ② 博士の学位の趣旨を踏まえ、博士の学位を有する者についても、それに加え、研究上の業績を有することを必要としたこと。
- ③ 旧制の大学、高等学校、専門学校等における教授歴を有する者に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ること

から、これを廃止したこと。

(二) 助教授の資格について(改正後の第一五条関係)

- ① 助教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにしたこと。
- ② 旧制の大学の大学院の在学歴又は旧制の高等学校、専門学校等における教授歴に関する規定について、適用の可能性が稀少となっており、必要な場合には他の規定の適用により対応し得ることから、これを廃止したこと。

五 収容定員について

- (一) 前記三の(二)の②及び左記八の(一)の④のとおり専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改めたことに伴い、学則で定めるべき事項についても、「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。(改正後の第一八条関係)
- (二) 収容定員を学則で定めるに当たっては、昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。(改正後の第一八条第一項関係)

六 教育課程について

- (一) 授業科目区分の廃止及び教育課程の編成方針について
 - ① 各大学において、それぞれの創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようにするため、一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分に関する規定を廃止したこと。(改正前の第一八条から第二四条まで関係)
 - ② 前記①の改正の趣旨が生かされるよう、教育課程の編成に当たっての基本方針を次のように明らかにしたこと。
 - 1) 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。(改正後の第一九条第一項関係)
 - 2) 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないこと。(改正後の第一九条第二項関係)
- (二) 単位の計算方法について
 単位の計算方法の合理化を図り、演習等による授業の開設を促進するため、単位の計算方法を次のように改めたこと。
 - ① 大学が単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしたこと。(改正後の第二一条第二項関係)
 - 1) 講義及び演習については、一五時間から三〇時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。
 - 2) 実験、実習及び実技については、三〇時間から四五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、その教育効果等にかんがみ、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができること。
 - ② 前記①にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとしたこと。(改正後の第二一条第三項関係)
- (三) 授業期間について
 - ① 一年間の授業期間については、三五週にわたることを規定することにとどめ、従来のような具体的な授業日数についての定めは設けないこととしたこと。(改正後の第二二条関係)
 - ② 各授業科目の授業期間について、教育上特別の必要があると認められる場合には、外国語の演習、体育実技等に限らず、一〇週又は一五週より短い特定の期間において授業を行

うことができることとしたこと。(改正後の第二三条関係)

(四) 授業を行う学生数について

大学が一の授業科目について授業を行う学生数について、従来のような具体的な人数を一律に定めることとせず、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることとしたこと。(改正後の第二四条関係)

(五) 昼夜開講制について

社会人等の受入れを積極的に進めていくため、大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができることを明らかにしたこと。(改正後の第二六条関係)

七 卒業の要件等について

(一) 単位の授与について

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、必ずしも試験によることなく、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるものとしたこと。(改正後の第二七条ただし書関係)

(二) 大学以外の教育施設等における学修について

① 教育内容の充実に資するため、大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第二九条第一項関係)

なお、文部大臣が定める学修として、別添四のとおり、高等専門学校における学修、修業年限二年以上の専修学校専門課程における学修等を定めたこと。(平成三年文部省告示第六八号)

② 前記①により与えることができる単位数は、大学・短期大学との単位互換に関する規定により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三〇単位を超えないものとしたこと。(改正後の第二九条第二項関係)

(三) 既修得単位等の認定について

学生の入学前の学習成果を適切に評価するため、入学前の既修得単位等の認定について、前記(二)及び左記(四)にも関連し、次のように規定の整備を行ったこと。

① 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(下記(四)の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしたこと。(改正後の第三〇条第一項関係)

② 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前記(二)の大学以外の教育施設等における学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第三〇条第二項関係)

③ 前記①及び②により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて三〇単位を超えないものとするものとしたこと。ただし、編入学、転学等の場合については、この制限は適用されないものであること。(改正後の第三〇条第三項関係)

④ なお、これに伴い、「新たに大学又は短期大学の第一年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて(昭和五七年四月一日付け文大大第一三三号文部省大学局長通知)」は、廃止することとしたこと。

(四) 科目等履修生について

社会人等に対しパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(「科目等履修生」という。)に対し単位を与えることができることとしたこと。(改正後の第三一条関係)

(五) 卒業要件等について

① 前記六の(一)の①と同様の趣旨により、卒業の要件については、大学に四年以上在学

し一二四単位以上を修得することのみを規定することとし、授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての規定は廃止したこと。(改正後の第三二条第一項及び改正前の第三二条第一項から第三項まで関係)

- ② 前記①と同様に、獣医学に関する学科に係る卒業の要件についても、大学に六年以上在学し、一八二単位以上を修得することのみを規定することとしたこと。(改正後の第三二条第三項関係)

なお、改正前の第三二条第四項の規定により定められていた「獣医学に関する学科の卒業の要件のうち専門教育科目の単位数の専門分野別の配分を定める件（昭和五八年文部省告示第八八号）」は、制定の根拠となる規定を失うこととなり、効力を失うものであること。

- ③ 従来専門教育科目について授業時間制をとっていた医学又は歯学に関する学科についても、授業科目の区分の廃止等に関連し、授業科目全体について単位制を原則とすることとし、これらの学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、一八八単位以上を修得することとしたこと。ただし、医・歯学教育の特性にも配慮し、各大学の判断により教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができるものとしたこと。(改正後の第三二条第二項関係)
- なお、改正前の第三三条の規定を廃止したことに伴い、「大学設置基準第三三条第一項の規定に基づく医学又は歯学の学部の卒業の要件のうち専門教育科目の履修に係る要件（昭和五〇年文部省告示第一六七号）」は、制定の根拠となる規定を失うこととなり、効力を失うものであること。

- ④ 前記④に関連して、授業時間制をとる場合の当該授業科目に係る修了の認定、単位互換等の規定の適用について定めたこと。(改正後の第三三条関係)

- ⑤ 授業科目の区分に関する規定の廃止（前記六の（一）の①）及び卒業要件に関する上記①から③の改正に伴い、「外国語又は体育に関する学部等の卒業の要件（改正前の第四五条）」、「外国人留学生に関する授業科目等の特例（改正前の第四六条）」及び「外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例（改正前の第四七条）」の規定を廃止したこと。

なお、改正前の第四六条及び第四七条において定められていた外国人留学生等に対する日本語科目及び日本事情に関する授業科目の開設については、留学生等に対する日本語教育等の充実の観点から、引き続き各大学の判断において行うことが望まれるものであること。

- ⑥ 学士の種類を廃止するとともに、「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（平成三年法律第二三号）」により学士が学位に位置付けられたことに伴い、学士については規定を削除し、学位規則（昭和二八年文部省令第九号）において規定することとしたこと。(改正前の第三四条及び改正前の別表第四関係)

八 校地、校舎等の施設及び設備について

(一) 校舎等施設について

- ① 学生の情報処理能力及び外国語能力の育成を図るため、校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとしたこと。(改正後の第三六条第四項関係)
- ② 大学は、学生の心身の健康の保持・増進及び学習環境の整備を図るため、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとしたこと。(改正後の第三六条第五項関係)
- ③ 夜間において授業を行う学部を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとしたこと。(改正後の第三六条第六項関係)
- ④ 校舎面積に係る附則第四項の第一表及び第二表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目の区分の廃止、昼夜開講制に対応した規定の整備を行ったこと。

(二) 図書等の資料及び図書館について

- ① 図書等については、質的な面にも十分留意し、実際の教育研究活動に即して必要な整備

が行われるよう、従来の図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定を廃止し、新たに、大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとすることを規定したこと。(改正後の第三十八条第一項及び改正前の第四〇条関係)

② 大学における図書館の重要性にかんがみ、図書館に関し、次のように規定を整備したこと。

- 1) 図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、図書等の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとしたこと。(改正後の第三十八条第二項関係)
- 2) 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとしたこと。(改正後の第三十八条第三項関係)
- 3) 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとしたこと。(改正後の第三十八条第四項関係)
- 4) 閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとしたこと。(改正後の第三十八条第五項関係)

九 施行期日等

(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) この改正の施行の際、現に設置されている大学については、前記八の(一)の②による改正のうち原則として体育館を備える旨の部分の適用について、なるべく体育館を備えるものとした従前の例によることができるものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

第二 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二八号)の一部改正

一 自己評価等について

前記第一の一と同様、大学院においても自己点検・評価に努めなければならないこととしたこと。(第一条の二関係)

二 収容定員について

前記第一の五の(一)に関連し、大学院について学則で定めるべき事項についても「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。(第一〇条関係)

三 図書等の資料について

前記第一の八の(二)の①に関連して、図書等に関する規定を改め、大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとしたこと。(第二一条関係)

四 施行期日

この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則関係)

第三 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三三号)の一部改正

一 自己評価等について

前記第一の一に関連し、大学は、通信教育に関しても、自己点検・評価に努めなければならないものとしたこと。(第一条の二関係)

二 単位の計算方法について

前記第一の六の(二)に関連し、単位の計算方法について、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするとともに、放送授業に係る単位の計算方法等について規定の整備を行ったこと。(第五条関係)

三 大学以外の教育施設等における学修について

前記第一の七の(二)のとおり、大学設置基準において大学以外の教育施設等における学修について単位を与えることができる旨の規定が設けられたことに伴い、通信教育における体育実技の

履修方法等に関する規定を改め、大学は、大学設置基準の定めるところにより大学以外の教育施設の学修について単位を与えることができるほか、あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部大臣が定める学修を当該大学における履修とみなし、単位を与えることができることとしたこと。(第七条関係)

なお、文部大臣の定める学修として、別添五のとおり、従来と同様に大学等が行う公開講座等における体育実技の学修を定めたこと。(平成三年文部省告示第七〇号)

四 聴講生について

前記第一の七の(四)の科目等履修生に対する単位の授与に関する規定が通信教育にも適用されることに伴い、通信教育の聴講生として聴講した授業科目に係る単位の授与に関する規定を廃止したこと。(第八条関係)

五 専任教員数及び校舎面積について

専任教員数及び校舎面積の基準について、大学設置基準の改正と同様に、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、学部の種類の例示の廃止、授業科目ごとの区分の廃止等に対応する規定の整備を行ったこと。(第九条、別表第一及び別表第二関係)

六 施行期日等

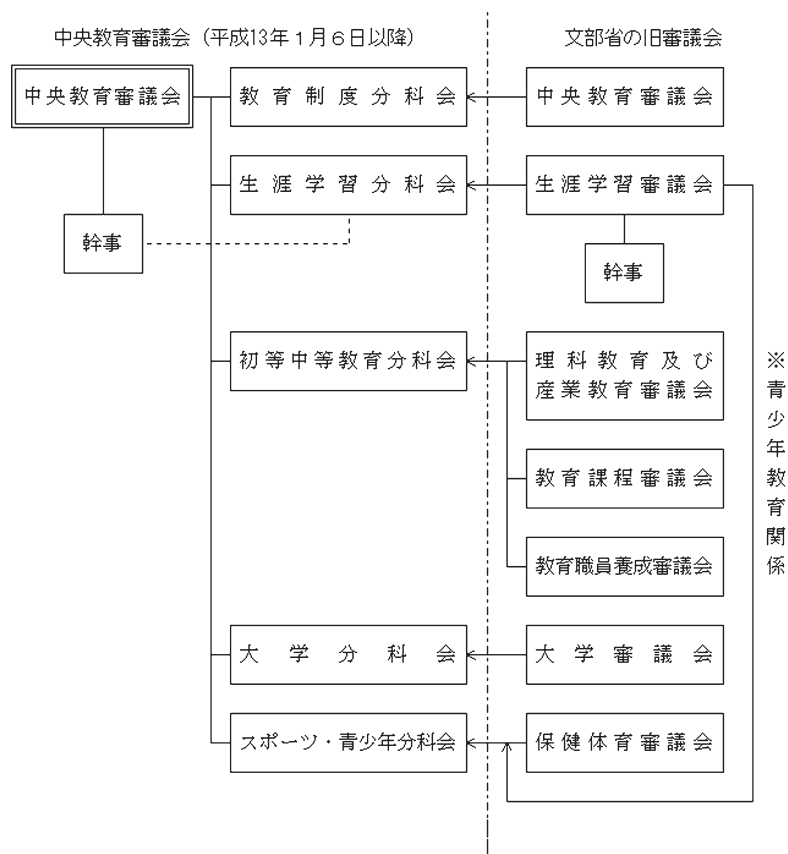
(一) この改正は、平成三年七月一日から施行することとしたこと。(改正省令附則第一項関係)

(二) 前記四に関連して、この改正の施行の日前に通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該大学に入学した場合には改正前の第八条の規定により単位を与えることができることとなる者については、既に認定を受けている当該聴講の成果を、大学設置基準第三条の科目等履修生として当該大学の通信教育において修得した単位とみなすものとしたこと。(改正省令附則第二項関係)

別添〔略〕

なお、大学設置基準の大綱化およびそれと同時に定められた自己点検・評価については、『我が国の文教施策（平成3年度）』（1991（平成3）年版教育白書）第II部 文教施策の動向と展開，第4章 高等教育の改善・充実，第2節 高等教育の改善・充実，1 大学設置基準等の大綱化と自己評価も参照（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199101/hpad199101_2_150.html, accessed on Mar. 23, 2018.）。

(2) 中央教育審議会の新旧対照図 (2016 年 1 月 6 日現在)



出所 「(参考) 中央教育審議会 (新旧対照図) (2016 年 1 月 6 日)」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gaiyou/04031601.htm, accessed on Apr. 9, 2018)

【参考文献等】

参考年表, 参考著書・論文, 参考ホームページ等については, 以下を参照。木村和範・鈴木寿雄「戦後日本の高等教育にかんする参考資料(1)—— 1945 (昭和 20) 年 8 月～1991 (平成 3) 年 3 月 ——」『開発論集』第 102 号 2018 年

【付記】

1. 本稿に掲載した「事項」の選択は木村和範が担当し, 日付の確認等は鈴木寿雄が担当した。原稿を整える過程で, 荻原克男経済学部教授 (教務センター長) から懇切丁寧なご示唆を頂戴した。記して感謝の意を表する。
2. 中央教育審議会答申及び後に同審議会の部会として改組された各種審議会の答申は, その連動性に鑑みて, 高等教育に直接関与しなくても, できるだけ収録することにした。
3. 特記すべき法令及び各種答申については, その内容上, 特記すべき事項のみを取り上げて, その要点を簡潔に記し, () 内に法令等の名称を記載した。その他の法令及び答申については, その名称を挙げるに留めた。